

自転車や原付バイクは駐輪場へ

市では、「下野市自転車の放置の防止に関する条例」により、JR石橋駅周辺・JR自治医大駅周辺・JR小金井駅周辺を「自転車放置禁止区域に指定しています。

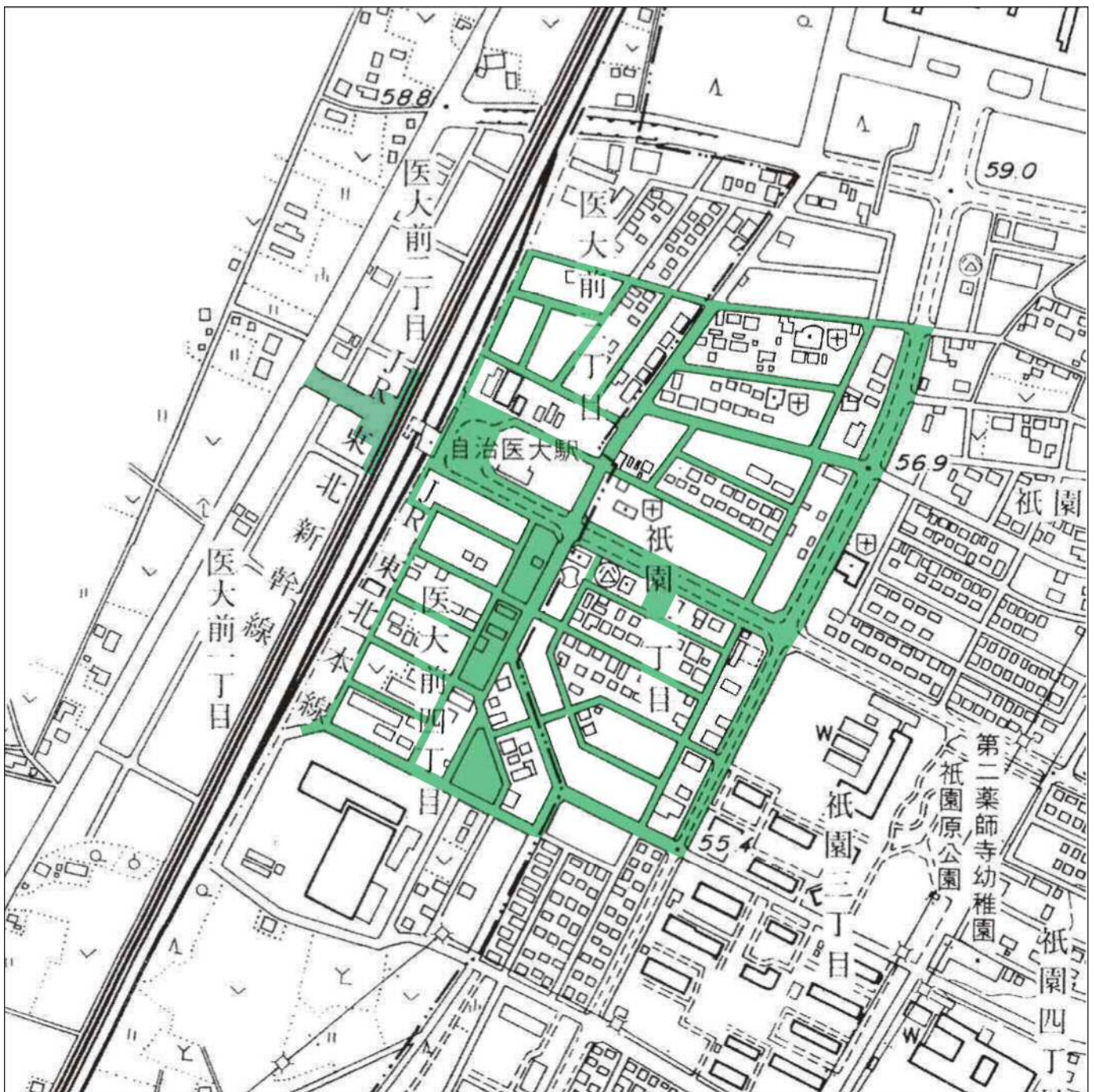
道路や歩道などに放置された自転車や原動機付自転車は、歩行者の妨げとなり、子どもや身体の不自由な人にはたいへん危険です。また、緊急時の障害となったり、美観を損ねることになります。

「私の1台ぐらいは・・・」と何気なく置いた自転車が多くの放置自転車を生み出します。

一人ひとりが利用のマナーを守り、放置自転車をなくして、住み良いまちづくりに参加しましょう。

【自転車放置禁止区域図】

● 自治医大駅周辺



● 小金井駅周辺



● 石橋駅周辺



【 放置自転車の撤去】

自転車放置禁止区域内に放置された自転車・原動機付自転車は撤去し、市営の自転車駐輪場に移動します。

※ 保管された自転車の返還を受ける場合は、保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転車1台につき2,000円を徴収します。

また、自転車等の鍵・身分証明書または身分が確認できるものが必要です。

※ 保管期間が90日を経過した自転車等は処分します。



問い合わせ先

安全安心課

☎ 32-8894